

## 2 地方大学の充実支援について

【文部科学省】

### 《提案・要望事項》

- 1 東京圏への学生集中を是正するため、東京圏の大規模大学が行う収容定員増加申請に対しては、認定要件を厳格化すること。
- 2 地方の大学の魅力を向上するよう、地方の大学に対する私立大学等経常費補助金等の配分を充実すること。
- 3 給付型の奨学金制度の創設にあたっては、東京圏への一極集中を更に加速させることのないよう、地方の意見を聞きながら制度設計すること。

### 《提案・要望の考え方》

- 1 東京圏の大学における定員の大幅な超過については、現在、国において是正策の具体化が進んでいるが、東京圏の私立大学が定員を増加させる傾向にあるため、定員超過を規制しても学生集中は是正されない。東京圏の大学の定員そのものを抑制する必要がある。
- 2 地方の大学は、東京圏の大学と比べて地域への貢献を積極的に行っている一方、教育・研究活動を行うための財政基盤が弱いことから、私立大学等経常費補助金や国立大学法人運営交付金の交付にあたっては、地方の大学に対して重点的に配分する必要がある。
- 3 平成 26 年度に創設された「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進」の事業については、1 都道府県当たり各年度 100 名という枠の中で、地元産業界等と地方公共団体が 1 対 1 の割合で出捐し奨学金返還支援のための基金を設置することが基本となるが、この枠組の中では企業へのメリットが見えにくく、出捐が得られにくい。地方で学び、地方で働こうとする学生に対する給付型の奨学金の創設が求められる。

### 【現況、課題等】

- 1 東京圏への学生の過度の集中は、改善されていない。

➤東京圏の私立大学の全国に占める割合：45.5%(H18 年度)→48.0%(H27 年度)

➤東京圏（1 都 3 県）の定員超過率：108.3%

⇔それ以外の道府県の大学の定員超過率：102.0%

国においては、平成 26 年 10 月から定員を大きく超過する大学に対する学部・学科の設置等の認可制限の厳格化を新たに講じ、更に平成 28 年度からは私立大学等経常費補助金の全額不交付基準の厳格化を段階的に実施することとしたが、それ以外の大学の定員増加申請については規制がなく、定員超過に対する規制が実効性を持たない恐れがある。

- 2 私立学校等経常費補助金は、現在、教職員の給与や教育研究にあてるための経費として教職員数・学生数等を基礎に算定するものが大部分であり、地域貢献等に着眼した配分は、文部科学省による選定を必要とし、少額に留まる。
- 3 国の運営する奨学金制度は貸与型のみであり、経済的に困難を抱える地方出身者の大学等への進学に支障が生じている。

## 【長野県内の取組】

- 1 「信州で学ぼう!魅力発信事業」を実施し、長野県内での学びの魅力を発信している。
- 2 「県内大学奨学金給付事業」「県内大学修学のための奨学金給付事業」「飛び立て若者!奨学金給付事業」により、経済的理由その他の理由により進学が閉ざされがちな若者の大学等への進学を支援している。

## 【参考】

### 1 本県出身者の県外大学への流出率

| 県外大学への流出率 | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 83.8% | 84.1% | 83.6% | 84.6% | 82.6% |
|           | 6位    | 5位    | 5位    | 5位    | 6位    |

### 2 国の施策（定員を超過している大学への規制）

(1) 私立大学等経常費補助金の全額不交付基準の厳格化（平成28年度から段階的に実施）

|     |          | 大規模大学<br>収容定員 8,000 人～ | 中規模大学<br>同 4,000～7,999 人 | 小規模大学<br>同～3,999 人 |
|-----|----------|------------------------|--------------------------|--------------------|
| 現行  | 全額不交付    | 1. 2倍以上                | 1. 3倍以上                  |                    |
| 強化案 | 全額不交付    | 1. 1倍以上                | 1. 2倍以上                  | 1. 3倍以上            |
|     | 超過分減額(新) | 1. 0倍以上                |                          |                    |

(2) 学部・学科の設置等にあたっての認可制限の厳格化（平成26年度から実施）

| 大学規模※1 | 4,000 人～ |             |          | ～3,999 人 |
|--------|----------|-------------|----------|----------|
| 学部規模※2 | 300 人～   | 100 人～299 人 | ～99 人    |          |
| 現行     | 1. 3倍以上  |             |          |          |
| 改正後    | 1. 05倍以上 | 1. 10倍以上    | 1. 15倍以上 | 1. 15倍以上 |

※1)収容定員 ※2)入学定員

### 3 東京圏の大学の定員増加の事例（平成28年4月入学）

日本大学 600 人増・桜美林大学 250 人増・亜細亜大学 205 人増 等

（参考）長野県内私立大学の入学定員計：1,310 人

### 4 本県の奨学金制度（高等教育関係）

| 区分                     | 内 容  |
|------------------------|--|
| 県内大学進学のための<br>入学金等給付事業 | 経済的な困難を抱えながら県内大学への進学を目指す学生の入学を支援<br>【入学一時金として 30 万円以内を支給(受験料及び入学料相当額)】 |
| 県内大学修学のための<br>奨学金給付事業  | 経済的な困難を抱えながら県内大学で学ぶ学生の修学継続を支援<br>【支給額：文系 15 万円/年・理系 25 万円/年】           |
| 飛び立て若者!奨学<br>金給付事業     | 児童福祉法に基づく施設への入所措置等を受けていた学生の大学等での<br>修学を支援【支給額：5 万円/月】                  |

### 5 学生の収入の状況

(単位：円)

| 区分  | 自 宅       |           |           |           | 下宿、アパート、その他 |           |           |           |           |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|     | 国 立       | 公 立       | 私 立       | 平 均       | 国 立         | 公 立       | 私 立       | 平 均       |           |
| 収 入 | 家庭からの給付   | 608,700   | 585,800   | 1,077,400 | 1,011,900   | 1,151,600 | 987,800   | 1,659,100 | 1,454,500 |
|     | 奨学金       | 267,100   | 280,200   | 387,100   | 371,000     | 367,300   | 419,200   | 451,600   | 423,700   |
|     | アルバイト     | 308,700   | 319,800   | 367,600   | 359,900     | 261,900   | 327,600   | 295,500   | 287,900   |
|     | 定職収入・その他  | 40,600    | 42,200    | 58,500    | 56,100      | 43,500    | 45,800    | 59,400    | 53,500    |
| 計   | 1,225,100 | 1,228,000 | 1,890,600 | 1,798,900 | 1,824,300   | 1,780,400 | 2,465,600 | 2,219,600 |           |

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査」

### 6 日本学生支援機構の奨学金の滞納の状況（平成26年度末）

- ・返還を要する者 362 万 4706 人
- ・うち 1 日以上滞納者 32 万 8386 人 → 滞納率 9. 1% (日本学生支援機構ホームページ)